

# 社会福祉法人 三ツ葉会 定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業
- (ロ) 老人短期入所事業
- (ハ) 老人デイサービス事業
- (ニ) 老人居宅介護等事業
- (ホ) 指定特定相談支援事業
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業
- (ト) 生計困難者に対する相談支援事業

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三ツ葉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は定額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県延岡市無鹿町1丁目2031番地4に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

### (評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員の3分の1以上を超えて含まれてはならない。

### (評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、別に定める費用弁償に関する規程により支給する。

## 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 予算及び事業計画の承認
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 公益事業に関する重要な事項
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### （議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

### 第4章 役員及び職員

#### （役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

#### （役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### （役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1以上を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行

する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第23条 理事長を除く役員報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行う場合の支給基準については、別に定める費用弁償に関する規程により支給する。

- 2 理事長の報酬は、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたとき（監事が当該提案について意見を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地4所在のもみじの里 敷地

1筆 (5,400平方メートル)

宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地121所在のもみじの里 敷地

1筆 (3,038.36平方メートル)

宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地6所在の楓荘及びユニット楓荘、グリーン

ケア延岡 敷地 1筆 (6,809平方メートル)  
宮崎県延岡市無鹿町一丁目2179番地16所在の楓荘及びユニット楓荘、グリーン  
ケア延岡 敷地 1筆 (185平方メートル)  
宮崎県延岡市牧町4651番地所在の牧の家 敷地  
1筆 (1,071平方メートル)  
宮崎県延岡市牧町4651番地2所在の牧の家 敷地  
1筆 (16平方メートル)  
宮崎県延岡市牧町4653番地所在の牧の家 敷地  
1筆 (955平方メートル)

- (2) 宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地4所在の鉄筋コンクリート・鉄骨、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建もみじの里 1棟 (2,087.95平方メートル)  
宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建もみじの里機械室 1棟 (68.75平方メートル)  
宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地4所在の鉄骨造スレート葺平家建もみじの里車庫・作業所 1棟 (84平方メートル)  
宮崎県延岡市無鹿町一丁目2031番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建楓荘及びユニット楓荘、グリーンケア延岡 1棟 (4,223.17平方メートル)  
宮崎県延岡市牧町4651番地所在の木造かわらぶき2階建グループホーム牧の家 1棟 (723.75平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。  
4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て延岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、延岡市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合  
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有

価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければ



ばならない。

(保有する株式(出資)に係る議決権の行使)

第38条 この社会福祉法人三ツ葉会が保有する株式(出資)について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 包括的支援事業
- (3) 介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、延岡市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を延岡市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人三ツ葉会もみじの里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行ふ。

### (施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則 (昭和53年8月11日、定款第1号)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	1人	北 林 緑 一
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	見 山 茂
〃	1人	黒 木 辰 馬
〃	1人	村 中 貞 治
〃	1人	西 村 楠 男
監 事	1人	大 崎 茂
〃	1人	柳 田 宏 明

1. この定款は、昭和53年8月11日から施行する。

### 附 則 (昭和59年6月8日、定款第1号)

1. この定款は、昭和59年6月8日から施行する。

### 附 則 (昭和60年8月11日、定款第1号)

昭和60年8月11日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	見 山 茂
〃	1人	黒 木 辰 馬
〃	1人	村 中 貞 治
理 事	1人	西 村 楠 男
監 事	1人	北 林 緑 一

監 事 1人 柳 田 宏 明

1. この定款は、昭和60年1月1日に遡り適用する。

附 則 (昭和62年3月31日、定款第4号)

昭和62年3月31日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長 1人 大 崎 茂

理 事 1人 迫 田 繁 伯

” 1人 見 山 茂

” 1人 村 中 貞 治

” 1人 黒 木 辰 馬

” 1人 井 本 清 明

(昭和62年3月31日から残任期間)

監 事 1人 北 林 緑 一

” 1人 柳 田 宏 明

1. この定款は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則 (昭和62年8月3日、定款第1号)

昭和62年8月3日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長 1人 大 崎 茂

理 事 1人 迫 田 繁 伯

” 1人 見 山 茂

理 事 1人 村 中 貞 治

” 1人 黒 木 辰 馬

” 1人 井 本 清 明

監 事 1人 北 林 緑 一

” 1人 柳 田 宏 明

1. この定款は、昭和62年8月11日から施行する。

附 則 (昭和63年3月27日、定款第6号)

昭和63年4月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年7月20日、定款第1号)

昭和63年7月20日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長 1人 大 崎 茂

理 事 1人 迫 田 繁 伯

” 1人 見 山 茂

理 事 1人 村 中 貞 治

〃	1人	井本清明
〃	1人	泉公美
		(昭和63年8月1日から残任期間)
監事	1人	北林緑一
〃	1人	田野通
		(昭和63年8月11日から残任期間)

1. この定款は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則 (平成元年8月28日、定款第1号)

平成元年8月11日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
理事	1人	迫田繁伯
〃	1人	見山茂
〃	1人	村中貞治
〃	1人	井本清明
〃	1人	泉公美
監事	1人	北林緑一
〃	1人	田野通

1. この定款は、平成元年8月11日から施行する。

附 則 (平成3年3月28日、定款第4号)

平成3年3月28日、役員の新任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
理事	1人	迫田繁伯
理事	1人	見山茂
理事	1人	井本清明
〃	1人	泉公美
〃	1人	長渡隆彦
		(平成3年2月16日から残任期間)
監事	1人	北林緑一
〃	1人	田野通

同定款第11条第2項の一部改正については、平成3年4月1日から、同定款の附則の一部改正については、平成3年2月16日からそれぞれ施行する。

附 則 (平成3年8月11日、定款第1号)

平成3年8月11日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
-----	----	-----

理事	1人	迫田繁伯
〃	1人	見山茂
〃	1人	井本清明
〃	1人	泉公美
〃	1人	長渡隆彦
監事	1人	北林緑一
〃	1人	田野通

1. この定款は、平成3年8月11日から施行する。

附 則 (平成3年8月24日、号外)

平成3年8月24日、号外により、専決処分により改正した。この規程は、平成3年8月24日から施行する。

附 則 (平成4年2月1日、定款第4号)

1. この定款は、平成4年2月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月28日、定款第7号)

平成4年3月28日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
理事	1人	迫田繁伯
〃	1人	見山茂
〃	1人	井本清明
理事	1人	泉公美
〃	1人	濱田昭
(平成4年4月1日から残任期間)		
監事	1人	北林緑一
〃	1人	田野通

1. この定款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月22日、定款第3号)

1. この定款は、平成5年3月1日から施行する。

附 則 (平成5年8月11日、定款第1号)

平成5年8月11日、役員の新任と改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
理事	1人	迫田繁伯
〃	1人	見山茂

〃	1人	井本清明
〃	1人	泉公美
〃	1人	濱田昭
監事	1人	北林緑一
〃	1人	田野通

1. この定款は、平成5年8月11日から施行する。

附 則 (平成5年9月28日、定款第4号)

1. この定款は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日、定款第21号)

平成7年3月30日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
理事	1人	迫田繁伯
〃	1人	泉公美
〃	1人	濱田昭
〃	1人	北林緑一
		(平成7年4月1日から残任期間)
〃	1人	染矢敏則
		(平成7年4月1日から残任期間)
監事	1人	田野通
〃	1人	中城農夫
		(平成7年4月1日から残任期間)

1. この定款は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月8日、定款第1号)

平成7年8月8日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎茂
理事	1人	迫田繁伯
〃	1人	泉公美
〃	1人	濱田昭
理事	1人	北林緑一
〃	1人	染矢敏則
監事	1人	田野通
〃	1人	中城農夫

1. この定款は、平成7年8月11日から施行する。

附 則 (平成7年11月27日、定款第1・2号)

平成7年11月27日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎 茂
理事	1人	迫田 繁伯
〃	1人	泉 公美
〃	1人	濱田 昭
〃	1人	北林 緑一
〃	1人	中城 農夫
(平成7年11月1日から残任期間)		
監事	1人	田野 通
監事	1人	染矢 敏則
(平成7年11月1日から残任期間)		

1. この定款は、平成7年11月27日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日、定款第1号)

1. この定款は、平成8年3月27日から施行する。

附 則 (平成8年9月20日、定款第2号)

1. この定款は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年11月14日、定款第1号)

1. この定款は、平成8年11月14日から施行し、第1条及び第11条の改正規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月31日、定款第1号)

平成9年3月31日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎 茂
理事	1人	迫田 繁伯
〃	1人	泉 公美
〃	1人	濱田 昭
〃	1人	北林 緑一
〃	1人	甲斐 忠義
(平成9年4月1日から残任期間)		
監事	1人	田野 通
〃	1人	染矢 敏則

1. この定款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月31日、定款第1号)

平成9年7月31日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
〃	1人	北林	緑一
〃	1人	甲斐	忠義
監事	1人	田野	通
〃	1人	染矢	敏則

1. この定款は、平成9年8月11日から施行する。

附 則 (平成10年1月27日、定款第2号)

1. この定款は、平成10年2月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日、定款第4号・第7号)

平成10年3月27日、理事の改選を行い、又理事の評議員兼務と評議員7名の選任を行った。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
理事	1人	北林	緑一
〃	1人	積島	誠生

(平成10年4月1日から残任期間)

評議員	1人	松田	早
〃	1人	森山	孝子
〃	1人	上野	和子
〃	1人	津田	勇
〃	1人	渡辺	和枝
〃	1人	小田	国力
〃	1人	馬場	登喜子

1. この定款は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月27日、定款第1号)

1. この定款は、平成10年5月27日から施行し、改正規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月26日、定款第1号)

1. この定款は、平成11年3月26日から施行し、改正規定は、平成10年4月1日から適用する。



附 則 (平成11年7月21日、定款第2号)

平成11年7月21日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
〃	1人	北林	緑一
〃	1人	積島	誠生
監事	1人	染矢	敏則
〃	1人	田野	源治

1. この定款は、平成11年8月11日から施行する。

附 則 (平成12年5月26日、定款第1号)

平成12年5月26日、理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
理事	1人	濱田	昭
〃	1人	北林	緑一
〃	1人	積島	誠生
評議員	1人	松田	早
〃	1人	森山	孝子
〃	1人	上野	和子
〃	1人	津田	勇
〃	1人	渡辺	和枝
〃	1人	小田	国力
〃	1人	馬場	登喜子

1. この定款は、平成12年4月1日に遡り適用する。

附 則 (平成13年3月23日、定款第1号)

1. この定款は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月10日、定款第1号)

平成13年8月10日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美

〃	1人	濱田 昭
〃	1人	北林 緑一
〃	1人	積島 誠生
監事	1人	染矢 敏則
〃	1人	田野 源治

1. この定款は、平成13年8月11日から施行する。

附 則 (平成13年12月20日、号 外)

1. この定款は、平成14年1月24日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日、定款第1号)

1. この定款は、平成13年3月26日から施行し、改正後の定款は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年1月30日、定款第1号)

1. この定款は、平成15年1月30日から施行する。

附 則 (平成15年1月30日、定款第2号)

平成15年1月30日、理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎 茂
理事	1人	迫田 繁伯
〃	1人	泉 公美
〃	1人	濱田 昭
〃	1人	北林 緑一
〃	1人	積島 誠生
評議員	1人	松田 早
〃	1人	森山 孝子
〃	1人	上野 和子
〃	1人	津田 勇
〃	1人	渡辺 和枝
〃	1人	小田 国力
〃	1人	馬場 登喜子

1. この定款は、平成14年4月1日に遡り適用する。

附 則 (平成15年8月10日、定款第1号)

平成13年8月10日、役員の変更を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎 茂
理事	1人	迫田 繁伯

〃	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	北 林 緑 一
〃	1人	積 島 誠 生
監 事	1人	染 矢 敏 則
〃	1人	田 野 源 治

1. この定款は、平成15年8月11日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日、定款第1号)

平成17年3月24日、理事の改選及び理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	甲 斐 忠 義

(平成17年3月24日から残任期間)

理 事	1人	積 島 誠 生
評議員	1人	松 田 早
〃	1人	森 山 孝 子
〃	1人	上 野 和 子
〃	1人	津 田 勇
〃	1人	渡 辺 和 枝
〃	1人	小 田 国 力
〃	1人	馬 場 登喜子

1. この定款の残任期間(平成17年3月24日から平成18年3月31日)にあつては、平成17年3月24日から施行し、評議員の再任にあつては、平成16年4月1日に遡り適用する。

附 則 (平成17年5月25日、定款第1号)

平成17年5月25日、役員の改選と再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	甲 斐 忠 義
〃	1人	津 田 勇

(平成17年7月1日から残任期間)

監 事 1人 染 矢 敏 則  
" 1人 田 野 源 治

1. この定款の残任期間（平成17年7月1日から平成17年8月10日）にあつては、平成17年7月1日から施行し、役員の新任にあつては、平成17年8月11日から施行する。

附 則 （平成18年3月28日、定款第1号）

1. この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月28日、定款第2号）

1. 平成18年3月28日、理事の評議員兼務と評議員の新任を、次のとおり行なつた。

理事長 1人 大 崎 茂  
理 事 1人 迫 田 繁 伯  
" 1人 泉 公 美  
" 1人 濱 田 昭  
" 1人 甲 斐 忠 義  
理 事 1人 津 田 勇  
評議員 1人 積 島 誠 生  
" 1人 松 田 早  
" 1人 森 山 孝 子  
" 1人 上 野 和 子  
" 1人 渡 辺 和 枝  
" 1人 小 田 国 力  
" 1人 馬 場 登 喜 子

1. この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月30日、定款第1号）

1. この定款は、平成18年10月1日に遡り適用する。

附 則 （平成19年5月29日、定款第1号）

平成19年5月29日、役員の新任を、次のとおり行なつた。

理事長 1人 大 崎 茂  
理 事 1人 迫 田 繁 伯  
" 1人 泉 公 美  
" 1人 濱 田 昭  
" 1人 甲 斐 忠 義  
" 1人 津 田 勇  
監 事 1人 染 矢 敏 則

〃 1人 田 野 源 治  
この定款は、平成19年8月11日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日、定款第1号)

1. この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日、定款第3号)

1. 平成20年3月21日、理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	甲 斐 忠 義
〃	1人	津 田 勇
評議員	1人	積 島 誠 生
〃	1人	松 田 早
〃	1人	森 山 孝 子
〃	1人	上 野 和 子
〃	1人	渡 辺 和 枝
〃	1人	小 田 国 力
〃	1人	馬 場 登 喜 子

1. この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月26日、定款第1号)

1. この定款は、平成21年5月26日から施行し、改正規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年5月26日、定款第2号)

平成21年5月26日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	甲 斐 忠 義
〃	1人	津 田 勇
監 事	1人	染 矢 敏 則
〃	1人	田 野 源 治

1. この定款は、平成21年8月11日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日、定款第1号)

平成22年3月29日、役員を選任を、次のとおり行なった。

監 事	1人	松 永 祝 栄
-----	----	---------

(平成22年4月1日から残任期間)

1. この定款の残任期間(平成22年4月1日から平成23年8月10日)にあつては、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日、定款第2号)

1. 平成22年3月29日、理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
理 事	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	甲 斐 忠 義
〃	1人	津 田 勇
評議員	1人	積 島 誠 生
〃	1人	松 田 早
〃	1人	森 山 孝 子
〃	1人	上 野 和 子
〃	1人	渡 辺 和 枝
〃	1人	小 田 国 力
〃	1人	馬 場 登 喜 子

1. この定款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月23日、定款第1号)

平成23年5月23日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大 崎 茂
理 事	1人	迫 田 繁 伯
〃	1人	泉 公 美
〃	1人	濱 田 昭
〃	1人	甲 斐 忠 義
〃	1人	津 田 勇
監 事	1人	田 野 源 治
〃	1人	松 永 祝 栄

1. この定款は、平成23年8月11日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日、定款第1号)

1. 平成24年3月29日、理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
〃	1人	甲斐	忠義
〃	1人	津田	勇
評議員	1人	積島	誠生
〃	1人	松田	早
〃	1人	森山	孝子
評議員	1人	上野	和子
〃	1人	渡辺	和枝
〃	1人	小田	国力
〃	1人	馬場	登喜子

1. この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日、定款第1号)

1. この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月27日、定款第2号)

平成25年5月27日、役員の変更を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
〃	1人	甲斐	忠義
〃	1人	津田	勇
監事	1人	田野	源治
〃	1人	松永	祝栄

1. この定款は、平成25年8月11日から施行する。

附 則 (平成26年1月22日、定款第1号)

1. この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日、定款第1号)

1. 平成26年3月28日、理事の評議員兼務と評議員の再任を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
〃	1人	甲斐	忠義
〃	1人	津田	勇
評議員	1人	積島	誠生
〃	1人	松田	早
評議員	1人	森山	孝子
〃	1人	上野	和子
評議員	1人	渡辺	和枝
〃	1人	小田	国力
〃	1人	馬場	登喜子

1. この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月21日、定款第1号)

1. この定款は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日、定款第7号)

平成27年3月27日、役員を選任を、次のとおり行なった。

理事	1人	北林	祐一
----	----	----	----

(平成27年4月1日から残任期間)

1. この定款の残任期間(平成27年4月1日から平成27年8月10日)にあつては、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日、定款第1号)

平成27年7月31日、役員の改選を、次のとおり行なった。

理事長	1人	大崎	茂
理事	1人	迫田	繁伯
〃	1人	泉	公美
〃	1人	濱田	昭
〃	1人	津田	勇
〃	1人	北林	祐一
監事	1人	田野	源治
〃	1人	松永	祝栄

1. この定款は、平成27年8月11日から施行する。



附 則 (平成27年 7月31日、定款第2号)

1. この定款は、平成27年 7月31日から施行する。

附 則 (平成27年11月30日、定款第1号)

1. この定款は、平成27年11月30日から施行する。

附 則 (平成28年5月30日、定款第1号)

平成28年5月30日、理事(評議員兼務)と評議員の選任を、次のとおり行った。

理 事 1人 富岡 桂子 (平成28年5月30日から平成29年8月10日  
までの残任期間)

評議員 1人 富岡 桂子 (平成28年5月30日から平成30年3月31日  
までの残任期間)

評議員 1人 石橋 則子 (平成28年5月30日から平成30年3月31日  
までの残任期間)

附 則

平成29年3月27日、理事の選任を、次のとおり行った。

理 事 1人 山下 政一 (平成29年4月1日から平成28年度会計の最終  
に関する定時評議員会の終結の時までの大崎茂理  
事の残任期間)

附 則

1. この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。